

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年に〇会社に入社し、貸切バスの営業等を担当していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、〇駐車場にてコンサートのバス整理作業に従事していたところ、急に倒れ心肺停止状態となり、〇病院へ救急搬送され救命治療により心肺蘇生し現在も療養中である。

請求人は、作業当日は屋外の暑い中での作業であったこと、平成〇年〇月から〇月にかけて〇に係る送迎バスの担当をした時期に長時間労働を行ったこと等が原因で心停止を発症したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人は会社指示により屋外の暑い中での作業に従事したため、業務上の災害であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 疾患名及び発症時期

主治医及び地方労災医員の意見から「心肺停止（心室細動）およびこれによる脳障害等」と判断した。発症時期は、平成〇年〇月〇日〇時頃である。

(2) 異常な出来事

発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

作業環境をみると、発症当日の気温、湿度等は、天気は、快晴又は晴れ。午前9時から午後3時までの1時間毎の気温は21.0～26.1℃。湿度は、54～79%であった。発症当日は、日差しの強い、炎天下での作業であり、暑い場所での作業とは認められるが、気象条件等から著しく暑熱な作業環境での作業とまではいえない。さらに、作業態様から休憩、水分補給が著しく阻害されるような状態ではなく、急激で著しい作業環境の変化等は認められないことから、身体的・精神的負荷が著しいとは認められず、熱中症を発症した事実も認められない。

(3) 業務の過重性

短期間の過重業務について検討すると、発症前1週間において、時間外労働は、1日1時間40分、1週8時間20分であり、特に長時間労働は認められない。また、発症前1週間のうち、休日が2日確保されていた。

業務内容は、旅行会社への営業、一般の法人、団体への営業を行い、受注した業務の顧客との配車確認、データ入力、営業所への連絡調整といった通常業務に従事しており、不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張、交替、深夜勤務は認められず、作業環境、精神的緊張の状態に関しても、特に評価すべき事項はなく、労働時間以外の負荷要因が認められない。

総合的に判断すると、発症に近接した時期において特に過重な業務に就労したとは認められない。

長期間の過重業務について検討すると、時間外労働は、発症前5か月の時期が最長で時間外労働時間数は87時間40分であるが、発症前1か月は29時間30分であり発症前2か月ないし6か月にわたって1か月あたりの平均時間外労働時間数は、最長43時間20分であって月45時間には至らない。

発症5か月前には月87時間40分時間外労働時間数が認められたが、その後の発症前1～3か月には、長時間労働は認められず、長時間労働の時期及びその後の発症前の期間の労働時間、業務内容から疲労の蓄積が生じたとは認められず、時間外労働のみから特に過重な就労に従事したとは認められない。

労働時間以外の負荷要因について、発症前6か月の業務内容は平成〇年〇月から〇月まで通常業務に加え、〇に係る送迎バスについて県との連絡調整を担当していた。

〇に係る業務で、深夜勤務、急な予定の変更等の労働時間以外の負荷要因が認められ、また、当該バス送迎業務に関して同業他社からクレームがあり、バス協会の会合で説明をさせられそうになり、その準備資料の作成、打ち合せ等に従事したという精神的緊張が伴う業務が認められたが、結果的に

は請求人が会合に出席することはなかったこと等からこれが極めて著しいとまでは評価できない。

総合的に判断すると、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。

- (4) 以上のことから、被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 主治医及び地方労災医員の意見から「心肺停止（心室細動）およびこれによる脳障害」と認められる。発症時期は、平成〇年〇月〇日〇時頃である。

- (2) 同僚、妻等からの聴取によれば、発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

発症当日は日差しが強く、暑い場所での作業であったとは認められるが、気象条件等から著しく暑熱な作業環境での作業とまではいえない。さらに、作業態様から休憩、水分補給が著しく阻害されるような状態ではなく、急激で著しい作業環境の変化等は認められないことから、身体的・精神的負荷が著しいとは認められず、熱中症を発症した事実も認められない。

- (3) 短期間の過重業務について検討すると、発症前1週間において、時間外労働は、1日1時間40分、1週8時間20分であり、特に長時間労働は認められない。また、発症前1週間のうち、発症前日と発症7日前に2日の休日が確保されていた。

業務内容は、旅行会社への営業、一般の法人、団体への営業を行い、受注した業務の顧客との配車確認、データ入力、営業所への連絡調整といった通常業務に従事しており、不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張、交替、深夜勤務は認められず、作業環境、精神的緊張の状態に関しても、特に評価すべき事項はなく、過重な業務に就労したとは認められない。

- (4) 長期間の過重業務について検討すると、時間外労働は発症前5か月の時期が最長で87時間40分であったが、発症前1か月は29時間30分であり、発症前2か月ないし6か月にわたって1か月あたりの平均時間外労働時間数は最長43時間30分である。

発症5か月前には月87時間40分、4か月前には52時間40分の時間外労働時間数が認められるが、その後の発症前1~3か月には、長時間労働は認められず、長時間労働の時期及びその後の発症前の期間の労働時間、業務内容から疲労の蓄積が生じたとは認められず、時間外労働のみから特に過重な業務に従事したとは認められない。

労働時間以外の負荷要因について、平成〇年〇月から〇月にかけて、〇に係る送迎バスの連絡調整を担当していた、発症前4か月から5か月の間の業務は負担が多く、長時間労働を行っていることが認められるが、発症前1か月から3か月には長時間労働は認められず、通常の業務に戻っていることから、疲労の蓄積があったとは認められない。

また、当該バス送迎業務に関しての同業他社からのクレームについても、資料の作成を請求人が行ったのみで、精神的な負担は認められない。

- (5) 以上のことから、請求人に発症した疾病は業務上の疾病とは認められず、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。